

高知市契約規則 新旧対照表

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>(随意契約によることができる場合の種類及び額)</p> <p>第30条 政令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、予定価格が次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額を超えない場合とする。</p> <p>(1) 工事又は製造の請負 <u>130万円</u></p> <p>(2) 財産の買入れ <u>80万円</u></p> <p>(3) 物件の借入れ <u>40万円</u></p> <p>(4) 財産の売払い <u>30万円</u></p> <p>(5) 物件の貸付け 30万円</p> <p>(6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>50万円</u></p> <p>(契約書の作成を省略することができる場合)</p> <p>第36条 次に掲げる場合においては、前条に規定する契約書の作成を省略することができる。ただし、不動産の売買、地上権、地役権その他の権利の設定等に係る契約については、この限りでない。</p> <p>(1) 契約金額が<u>50万円</u>（工事の請負にあつては、<u>130万円</u>）を超えない契約をするとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(検査調書の作成等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、検査</p> | <p>(随意契約によることができる場合の種類及び額)</p> <p>第30条 政令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、予定価格が次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額を超えない場合とする。</p> <p>(1) 工事又は製造の請負 <u>200万円</u></p> <p>(2) 財産の買入れ <u>150万円</u></p> <p>(3) 物件の借入れ <u>80万円</u></p> <p>(4) 財産の売払い <u>50万円</u></p> <p>(5) 物件の貸付け 30万円</p> <p>(6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>100万円</u></p> <p>(契約書の作成を省略することができる場合)</p> <p>第36条 次に掲げる場合においては、前条に規定する契約書の作成を省略することができる。ただし、不動産の売買、地上権、地役権その他の権利の設定等に係る契約については、この限りでない。</p> <p>(1) 契約金額が<u>100万円</u>（工事の請負にあつては、<u>200万円</u>）を超えない契約をするとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(検査調書の作成等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、検査</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>調書の作成を省略することができる。ただし、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるとき又は第57条の規定により完済前に代価の一部を支払う必要があるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 契約金額が<u>50万円</u>（工事の請負にあつては、予定価格が<u>130万円</u>）を超えない契約（次号から第6号までに掲げるものを除く。）に係る検査</p> <p>(2)～(6) （略）</p> | <p>調書の作成を省略することができる。ただし、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるとき又は第57条の規定により完済前に代価の一部を支払う必要があるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 契約金額が<u>100万円</u>（工事の請負にあつては、予定価格が<u>200万円</u>）を超えない契約（次号から第6号までに掲げるものを除く。）に係る検査</p> <p>(2)～(6) （略）</p> |